

「第2期 奈良市空家等対策計画（案）」に対する意見募集要項

全国的に、近年人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、空き家等が年々増加しています。

奈良市におきましても、人口減少が見込まれており、住宅総数が世帯数を上回る状態が続いていることから、今後さらに空き家等が増加していくことが想定されます。

こうした空き家等の中には、適切な管理が行われていないものもあり、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護すると共に、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の利活用を促進するため、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）」に基づき、「奈良市空家等対策計画」を平成28年3月に策定し、空き家対策を展開してきました。

当該計画は、計画期間が平成28年度から令和2年度までであることから、これまでの取組内容の検証及び空き家対策に係る分析等を行い、課題整理した上で、空家法第7条の規定に基づく「奈良市空家等対策推進協議会」や、奈良市住生活基本計画に基づく「市内連絡調整会議」で議論を行い、改訂作業を実施しておりますが、より良い計画を策定するために、市民の皆様等から広くご意見を募集します。

【募集要項】

1. 公表する資料

「第2期 奈良市空家等対策計画（案）」

2. 閲覧できる場所

計画案及び資料については以下の場所で閲覧できます。

（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

①住宅課（市役所 北棟6階）

②総務課（市役所 北棟5階）

③出張所（西部出張所、東部出張所、北部出張所）

④行政センター（月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター）

なお、市のホームページでも閲覧できます。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/akiya-bank/91937.html>

3. ご意見の募集期間

令和2年11月20日（金）から令和2年12月21日（月）まで（必着）

4. 対象

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- ・市内に存する学校に在学する人
- ・パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及びその他の団体

5. ご意見の提出方法及び提出先

- ・ 標題として、「第2期 奈良市空家等対策計画（案）に対する意見」と明記してください。
- ・ ご意見と、住所、氏名及び電話番号（法人その他団体の場合は法人（団体）名、所在地及び電話番号）を記載して住宅課へ提出してください。
- ・ 郵便及び信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参で受け付けています。
- ・ ご意見の提出様式は問いませんが、日本語での記入に限ります。電子メールで提出される場合はメール本文にご意見を記入してください。
- ・ 別紙「第2期 奈良市空家等対策計画（案）について意見提出用紙」に記入の上、提出していただいても結構です。
- ・ ご意見の対象箇所がわかるように、該当ページ、該当箇所を明記してください。
- ・ 電話等による口頭でのご意見は受付いたしません。

[送付又は持参]

住宅課（奈良市役所北棟6階）

（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市住宅課 住宅政策係

[ファクシミリ] 0742-34-8236

[電子メール] juutaku@city.nara.lg.jp

6. ご意見の取扱い

- ・ 個々のご意見に対して個別に回答はいたしません。提出されたご意見の要点を項目ごとに整理集約した上で、ご意見に対する市の考え方を公表します。
- ・ 提出された個人情報につきましては、公表いたしません。また、本件以外の他の目的にも使用いたしません。
- ・ 提出された原稿等は返却いたしません。

7. 問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部住宅課（北棟6階）

T E L : 0742-34-5175

F A X : 0742-34-8236

e-mail: juutaku@city.nara.lg.jp